

●香川県警察本部告示第2号

遺失物法実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年3月26日

香川県警察本部長 吉 田 和 彦

遺失物法実施規程の一部を改正する規程

遺失物法実施規程（平成19年香川県警察本部告示第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(物件の送付)</p> <p>第7条 提出の取扱いを行った者は、当該提出に係る物件及び拾得物件控書を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付し、その確認を受けなければならない。<u>この場合において、送付を受けた警察署の会計事務担当者又は当直責任者は、別記様式第2号の2の拾得物件引継簿に必要な事項を記載しなければならない。</u>ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら提出の取扱いを行ったときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(遺失届出書の送付)</p> <p>第13条 遺失届の取扱いを行った者は、当該遺失届に係る遺失届出書を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付し、その確認を受けなければならない。<u>この場合において、送付を受けた警察署の会計事務担当者又は当直責任者は、別記様式第2号の2の遺失届出引継簿に必要な事項を記載しなければならない。</u>ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら遺失届の取扱いを行ったときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式第2号（第5条関係） 略</p>	<p>(物件の送付)</p> <p>第7条 提出の取扱いを行った者は、当該提出に係る物件及び拾得物件控書を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付し、その確認を受けなければならない。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら提出の取扱いを行ったときは、この限りでない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(遺失届出書の送付)</p> <p>第13条 遺失届の取扱いを行った者は、当該遺失届に係る遺失届出書を警察署の会計事務担当者又は当直責任者に送付し、その確認を受けなければならない。ただし、警察署の会計事務担当者又は当直責任者が自ら遺失届の取扱いを行ったときは、この限りでない。</p> <p>2 略</p> <p>別記様式第2号（第5条関係） 略</p>

別記様式第2号の2 (第7条、第13条関係)

拾得物件  
遺失届出 引継簿

番号	引継確認欄	番号	引継確認欄	番号	引継確認欄
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	
第 号		第 号		第 号	

備考  
1 引継確認欄には、確認した会計事務担当者又は当直責任者が署名又は押印し、確認日を記入すること。  
2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第3号（第8条関係）  
略

別記様式第3号（第8条関係）  
略

附 則  
この規程は、令和6年4月1日から施行する。